

鎌 市 推 号 外
平成16年12月20日

特定非営利活動法人
かまがや地域情報の窓
理事長 川俣 様

鎌ヶ谷市市長公室
市民活動推進課長

千葉県地域 I T 化推進協議会助成事業取扱規約について

このことについて、鎌ヶ谷市総務部情報推進室より情報提供がありましたので別紙のとおり規約を送付します。

なお、鎌ヶ谷市は千葉県地域 I T 化推進協議会の会員となっております。

鎌ヶ谷市市長公室市民活動推進課
市民活動推進係 皆川
電話 047-445-1141 (内線204)
Mail sikatu@city.kamagaya.chiba.jp

千葉県地域IT化推進協議会助成事業取扱規約

(目的)

産・官・学・民が協力連携し、千葉県における高度情報通信ネットワーク社会の形成を推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現や住民福祉の向上に寄与する事業に対し助成を行う。

(対象事業)

会員自治体と企業又は会員自治体とNPO等団体とが連携して行う非営利目的の以下の事業とする。ここでNPO等団体とは、NPO法人及び法人格を持たないボランティア団体とする。また、連携とは会員自治体が事業趣旨・目的に賛同し、事業を行う上で人的・経済的・物的何らかの具体的な協力があり、且つ会員自治体が連携と認めたものをいう。

- (1) 地域IT化に関する調査研究事業
- (2) 地域IT化に関する普及啓発事業
- (3) 地域IT化に関する情報提供・情報交流事業
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(助成金額)

対象事業のうち

- (1) の事業に対する助成金額は、その都度幹事会で決定する。
- (2) 以下の事業に対する助成金額は、全体事業費の1/2を超えない範囲で5万円を限度とする。なお、支出については協議会の調査・研究事業費の予算の範囲内とする。

(手続き)

- ① 申請者は協議会事務局（千葉県情報政策課）に事業実施の1ヶ月前までに申請書(様式1-1、1-2)、添付書類（事業計画書、収支予算書、パンフレット等）を提出する。
会員以外の団体からの申請の場合、自治体との連携を示すものを添付すること。
- ② 幹事会で審査後、審査結果を通知する。
- ③ 助成対象事業となった場合、申請者は開催後に実施報告書(様式2)を提出する。期限は年度内。但し助成金の振込は実績報告書の提出・確認後とする。
- ④ 助成金の振込。
- ⑤ 協議会総会にて助成実績を報告する。

(様式1-1)

助成事業申請書

千葉県地域IT化推進協議会会長 様

団体名

代表者氏名

印

地域IT化推進協議会の事業助成制度の対象事業として、以下のとおり申請いたします。

申請年月日	年 月 日		
事業区分	1、調査研究事業 2、講演会・セミナー等 3、展示会等 4、その他 ()		
事業名			
期 間		会 場 名	
事業内容			
連携団体			
問合せ先 (主たる事業者)	〒 Tel :		
事業費総額			

*会員以外の団体からの申請となる場合は、自治体との連携を示すものを添付すること。

(様式1-2)

千葉県地域IT化推進協議会会長 様

団体名
代表者氏名

印

と連携して行う事業について、協議会の助成事業の対象と決まりました上
は、下記の振込先に送金願います。

記

事業名					
申請額	助成申請額			事業費総額	
振込先	銀行名			支店名	
	預金種目	普通	当座	口座番号	
	口座名義	フリガナ			
		氏名			電話
住所					

(様式2)

助成事業実施報告書
報告年月日 _____

団体名			
事業名			
期間	年 月 日	* 会場名	
* 参加人数			
事業概要			
実施結果			

*は該当事業のみ記載

(写真)